

同行援護

令和3年度報酬単価

同行援護	30分未満	190 単位
	30分以上 1 時間未満	300 単位
	1時間以上1時間30分未満	433 単位
	1時間30分以上2時間未満	498 単位
	2時間以上2時間30分未満	563 単位
	2時間30分以上3時間未満	628 単位
	3時間以上	693単位に30分を 増すごとに+65 単位

旧単価

同行援護	30分未満	184 単位
	30分以上 1 時間未満	292 単位
	1時間以上1時間30分未満	421 単位
	1時間30分以上2時間未満	485 単位
	2時間以上2時間30分未満	548 単位
	2時間30分以上3時間未満	611 単位
	3時間以上	674単位に30分を 増すごとに+63 単位

同行援護

令和3年度報酬単価

基礎研修課程修了者により行われる場合 平成30年4月以降に支給決定を受ける場合	90 %	
盲ろう者向け通訳・介助員により行われる場合	90 %	
2人の同行援護従業者による場合	× 2	
夜間もしくは早朝の場合	+25 %	
深夜の場合	+50 %	
盲ろう者に対して盲ろう者向け通訳・介助員が支援を行う場合	+25 %	
障害支援区分3に該当する者の場合	+20 %	
障害支援区分4以上に該当する者の場合	+40 %	
身体拘束廃止未実施減算 ※令和5年4月から適用	-5 単位	新設
特定事業所加算 (Ⅰ)	20 %	
特定事業所加算 (Ⅱ)	10 %	
特定事業所加算 (Ⅲ)	10 %	
特定事業所加算 (Ⅳ)	5 %	
特別地域加算	15 %	

旧単価

基礎研修課程修了者により行われる場合 平成30年4月以降に支給決定を受ける場合	90 %
盲ろう者向け通訳・介助員により行われる場合	90 %
2人の同行援護従業者による場合	× 2
夜間もしくは早朝の場合	+25 %
深夜の場合	+50 %
盲ろう者に対して盲ろう者向け通訳・介助員が支援を行う場合	+25 %
障害支援区分3に該当する者の場合	+20 %
障害支援区分4以上に該当する者の場合	+40 %
特定事業所加算 (Ⅰ)	20 %
特定事業所加算 (Ⅱ)	10 %
特定事業所加算 (Ⅲ)	10 %
特定事業所加算 (Ⅳ)	5 %
特別地域加算	15 %

同行援護

令和3年度報酬単価

緊急時対応加算	100 単位	新設
※地域生活支援拠点等の場合	+50 単位	
喀痰吸引等支援体制加算	100 単位	
初回加算	200 単位	
利用者負担上限額管理加算	150 単位	
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	27.4 %	
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	20.0 %	
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	11.1 %	
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(Ⅲ)の90%	
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(Ⅲ)の80%	
※(Ⅳ)と(Ⅴ)は将来的に廃止		
福祉・介護職員処遇改善特別加算	4.1 %	
福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	7 %	
福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	5.5 %	

旧単価

緊急時対応加算	100 単位
喀痰吸引等支援体制加算	100 単位
初回加算	200 単位
利用者負担上限額管理加算	150 単位
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	30.2 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	22.0 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	12.2 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(Ⅲ)の90%
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(Ⅲ)の80%
※(Ⅳ)と(Ⅴ)は将来的に廃止	
福祉・介護職員処遇改善特別加算	4.1 %
福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	14.8 %
福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	11.5 %